

第5章 計画の推進

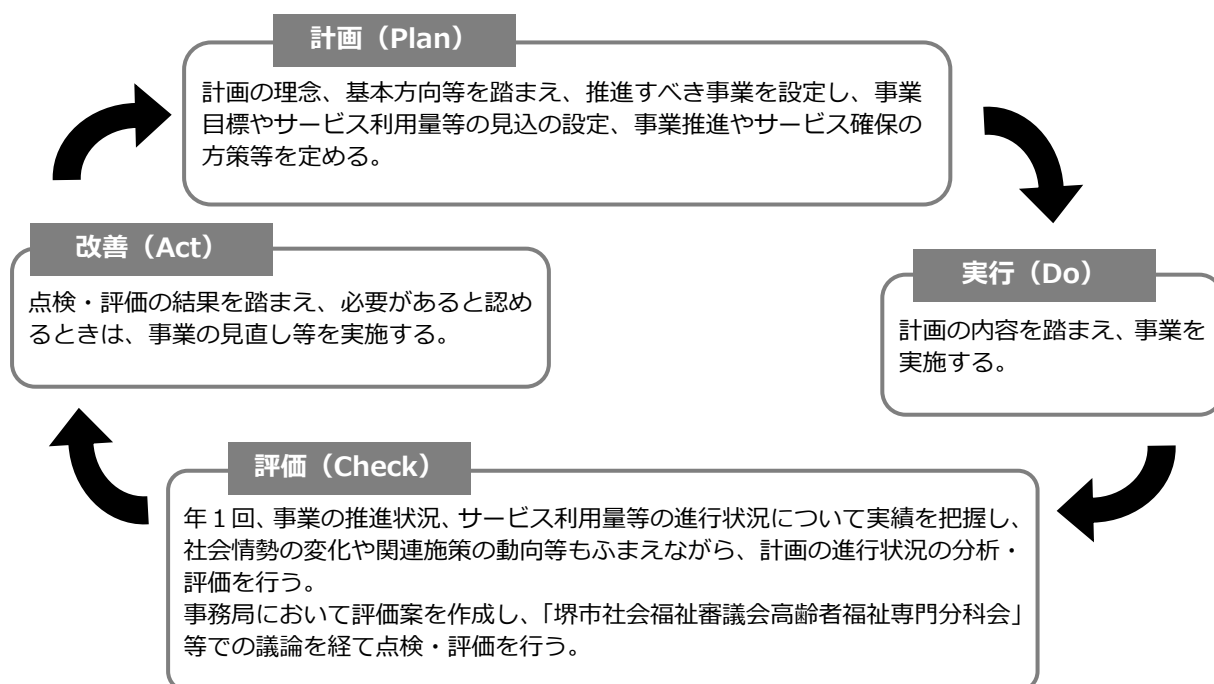
1 関係機関等との連携

本計画の推進に当たっては、行政としての積極的な取組はもとより、地域、関係機関、サービス提供事業者など、各主体が自らの役割を認識し、本計画の理念のもと、連携と協働により取組を推進していく必要があります。地域包括ケアシステムの担い手として、各主体が適切な役割分担と協働の観点のもとで取組を進め、計画の効果的な推進を図ります。

(1) 計画に関する進行管理

本計画に関する進行管理の体制として、学識経験者、市内関係団体の代表、市民団体などから構成される「堺市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」を開催し、事業の実施状況など、定期的な計画の点検・評価を行うとともに、幅広い意見などの聴取を行います。会議の内容については、ホームページや市政情報センターなどで議事録を公表します。

計画の点検・評価においては、計画の進行状況等の点検を適切に行い、計画の評価や新たな課題への対応などを図っていくことが必要です。そこで、上記の進行管理体制のもとで、毎年度を評価のサイクルとして、「計画の立案 (Plan)」⇒「事業の実施 (Do)」⇒「事業の評価・検証 (Check)」⇒「計画の改善 (Act)」のPDCAサイクルによる循環的マネジメントを実施し、介護保険事業におけるサービス利用量等の進行状況や、本計画の目標達成状況について確認・分析・評価を行います。これらのプロセスを通じて、必要な場合には事業の見直し等の対応を図るなど、計画の適切な推進に取り組みます。



(2) 地域密着型サービス等に関する進行管理

市町村は、地域包括支援センターにおける業務の適切な運営と公平・中立の確保のため、地域のサービス事業者、関係団体などで構成される運営協議会を設置するとともに、地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービスを含む。）に係る事務の適切な運営を図るため、被保険者その他関係者の意見を反映させ、学識経験者の知見の活用を図るために必要な措置を講じることとされています。

本市では、地域包括支援センターの業務運営と地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービスを含む）に係る業務運営について、広く市民、関係者からの意見を聴取する場として、「堺市地域介護サービス運営協議会」を設置し、適切な事務・業務の運営を図ります。その内容については、ホームページや市政情報センターなどで議事録を公表します。

(3) 地域、専門機関等との連携・協働

【地域】

自治会、校区福祉委員会、民生委員児童委員、老人クラブ、NPO、ボランティアなどの地域活動や市民活動は、地域社会を支える活力であり、高齢者の社会参加や生きがいづくりの基盤でもあります。地域包括ケアシステムの推進においても、多様な地域活動の担い手として、その役割は、ますます重要になっていくものと考えられます。地域の多様な活動主体それぞれの役割や特色を活かし、地域に根ざした支援活動が円滑に展開できるように、連携・協働を進めます。

【堺市社会福祉協議会】

堺市社会福祉協議会は、ボランティアの育成やネットワークの充実についてのノウハウを蓄積した、地域福祉の推進を図るための団体です。また、基幹型包括支援センターの運営主体として、本市における地域包括ケアシステムの推進に当たって大きな役割を担っています。堺市社会福祉協議会との連携・協働をさらに強化し、地域包括ケアシステムの基盤整備を進めていきます。

【大学】

堺市内及び近隣の大学との連携を進め、高齢者福祉分野における研究成果が地域で活用できるよう協働事業や共同研究を行い、新たな施策展開につながるよう関係強化を図ります。

【保健・福祉・医療機関、サービス提供事業者等】

保健・福祉・医療の関係機関、介護サービス事業者などは、高齢者支援の最前線で活動し、本市のサービス基盤を支える重要な役割を担っています。地域包括ケアシステムにおけるサービスの担い手として、高齢者のニーズに応じた適切で質の高いサービスや利用者の人権に

配慮したサービス提供が行われるように、必要な指導・支援を行い、連携・協働を進めます。また、地域包括ケアシステムが機能するためには、さまざまな専門職種がその役割を果たしながらきめ細かく連携していくことが不可欠であることから、専門性の向上やネットワークの充実などを進めていきます。

（４）庁内関係部局との連携・協働

本市では、庁内関係部局相互の連携を図りながら、様々な行政分野にわたる本計画の施策・事業を総合的に推進することを目的として、「堺市地域福祉推進庁内委員会」を設置しています。本計画の推進にあたり、当該委員会を中核として関係部局の連携・調整を図りながら、計画の進捗管理を行うとともに庁内の協働による取組を推進します。

２ 計画の周知・広報

計画の理念や目標、施策について、広く市民に周知するため、市の広報紙やホームページなどを始め、多様な媒体を活用した周知・広報活動を推進します。また、地域や関係機関、各種団体、事業者などと協力し、制度の理念や計画内容のきめ細かな周知に努めます。